

検討項目

「国有林の間伐業務」

委員等のコメント

- 小規模事業者のコンソーシアムが可能な入札スキームとすべき。
- 官の有する間伐業務等のノウハウを民間に計画的に提供する、あるいは建設会社等他分野の企業の参加を促せる枠組が必要
- 段階的に導入する場合でも、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を拡大させるためのロードマップを作成すべき。
- 単に「徐々に導入するというアプローチ」では、全面的な導入の道筋が見えず認められない。
- 広域化の対象とならない狭い地域の間伐業務についても複数年度の民間委託の導入を検討すべき。
- 民間事業者の新規参入を促す入札スキームを実現すべき。
- 森林整備は長期的な視点で行うものであり、期間も3年にこだわらずより長期の入札も検討すべき。

評価結果

- 平成23年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札（総合評価落札方式）を導入する。
- 全面導入までのスケジュールについては継続検討

とりまとめコメント

- 国有林の間伐業務に公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入すべき。
- 段階的な導入を通して各業務との適合性、既存小規模事業者の体質改善を見極めるべきとの林野庁意見も理解可能だが、既存事業者の自助努力や成長を促すためには一定のテンションが必要
- 当初導入時の対象範囲拡大を今一度検討すると共に、段階的導入を行う場合には民間事業者の新規参入につながる予見可能なロードマップ作成が必須